

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会第1回常任委員会

次 第

日時：令和6年2月7日（水）10：00～

場所：八戸市庁別館2F会議室B，C

1 開 会

2 委員長（会長）あいさつ

3 議 事

4 閉 会

きら
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会

第1回 常任委員会



きら
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会 第25回全国障害者スポーツ大会

日 時：令和6年2月7日（水）10時00分

場 所：八戸市庁別館2F会議室B，C

〔 目 次 〕

(1) 報告事項

- 1 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会常任委員の変更について・・・ 1
- 2 青の煌めきあおもり国スポ（第80回国民スポーツ大会）競技会会期の決定について・・・ 3
- 3 青の煌めきあおもり国スポ（第80回国民スポーツ大会）デモンストレーションスポーツ競技会場の変更予定について・・・ 4

(2) 審議事項

【議案第1号】

- 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会
八戸市企業協賛取扱要項（案）・・・ 5

【議案第2号】

- 第80回国民スポーツ大会八戸市広報基本計画（案）・・・ 9

【議案第3号】

- 第80回国民スポーツ大会八戸市市民運動基本計画（案）・・・ 11

【議案第4号】

- 第80回国民スポーツ大会八戸市ボランティア募集要項（案）・・・ 13

【議案第5号】

- 第80回国民スポーツ大会八戸市歓迎・おもてなし基本計画（案）・・・ 15

【議案第6号】

- 第80回国民スポーツ大会八戸市競技運営基本計画（案）・・・ 16

【議案第7号】

- 第80回国民スポーツ大会八戸市施設整備基本計画（案）・・・ 17

【議案第8号】

- 第80回国民スポーツ大会八戸市医事・衛生基本計画（案）・・・ 18

【議案第9号】

- 第80回国民スポーツ大会八戸市輸送・交通基本計画（案）・・・ 19

【議案第10号】

- 第80回国民スポーツ大会八戸市警備・消防防災基本計画（案）・・・ 21

(3) 参考資料

- ・ 資料1 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会会則・・・ 22
- ・ 資料2 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会
八戸市開催推進総合計画・・・ 26

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会 常任委員の変更について

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会会則第 12 条第 9 項の規定により、同会則第 8 条第 3 項の規定を準用し、令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 2 月 6 日までの間における常任委員の変更について、次のとおり報告する。

役職名	所属機関・団体名	新任者	前任者
常任委員	八戸ホテル協議会会長	松橋 満幸	倉田 任康

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会常任委員会名簿

令和6年2月6日現在

(順不同・敬称略)

【委員長（会長）】1名

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
市関係	八戸市	市長	熊谷 雄一

【副委員長（副会長）】5名

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
市議会関係	八戸市議会	議長	小屋敷 孝
市関係	八戸市	副市長	佐々木 郁夫
市関係	八戸市	副市長	石田 慎一郎
スポーツ関係	八戸市スポーツ協会	会長	米内 正明
学校・教育関係	八戸市教育委員会	教育長	齋藤 信哉

【常任委員】28名

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
市関係	八戸市観光文化スポーツ部	部長	前田 晃
市関係	八戸市福祉部	部長	池田 和彦
学校・教育関係	三八地区高等学校長協会	会長	谷地村 克久
学校・教育関係	八戸市中学校校長会	会長	竹花 和人
学校・教育関係	八戸市小学校校長会	副会長	川村 洋
競技団体	一般社団法人青森県サッカー協会	会長	大南 博義
競技団体	一般財団法人青森県バスケットボール協会	会長	田中 雅之
競技団体	青森県レスリング協会	会長	清水 悦郎
競技団体	青森県自転車競技連盟	会長	森内 之保留
競技団体	青森県ソフトボール協会	会長	沼澤 憲三
競技団体	青森県ラグビーフットボール協会	会長	大矢 保
競技団体	青森県ボウリング連盟	会長	津島 淳
競技団体	青森県スケート連盟	会長	岡田 英
競技団体	青森県アイスホッケー連盟	会長	橋本 昭一
スポーツ関係	八戸市スポーツ推進委員協議会	会長	目澤 伸一
スポーツ関係	青森県高等学校体育連盟	会長	岡 一仁
スポーツ関係	八戸市中学校体育連盟	会長	佐々木 敏文
宿泊・飲食関係	八戸市旅館ホテル協同組合	理事長	附田 眞輔
宿泊・飲食関係	八戸ホテル協議会	会長	松橋 満幸
宿泊・飲食関係	八戸情報共有会	幹事	下遠 良子
輸送・交通関係	三八五バス株式会社	代表取締役社長	安達 清幸
輸送・交通関係	岩手県北自動車株式会社南部支社	支社長	高橋 学
輸送・交通関係	八戸市タクシー協会	会長	小笠原 修
保健・医療関係	一般社団法人八戸市医師会	会長	熊谷 俊一
各種団体関係	八戸商工会議所	会頭	武輪 俊彦
各種団体関係	一般財団法人VISITはちのへ	理事長	塚原 隆市
各種団体関係	八戸市連合町内会連絡協議会	会長	大瀧 清司
各種団体関係	八戸市身体障害者団体連合会	会長	東山 国男

計 34名

青の煌めきあおもり国スポ（第80回国民スポーツ大会） 競技会会期の決定について

令和5年12月8日開催の公益財団法人日本スポーツ協会第3回国民スポーツ大会委員会において、第80回国民スポーツ大会の競技会会期が正式に決定されたので報告する。

《八戸市開催競技》

(1)冬季大会

▼会期：令和8年1月31日～2月8日(9日間)

No.	競技・種目名		種別	競技会会期	開催予定施設
1	スケート	スピード	全種別	2月5日～2月8日	YS アリーナ八戸 ^{*1}
		フィギュア	全種別	1月31日～2月3日	FLAT HACHINOHE
2	アイスホッケー		全種別	2月4日～2月8日	テクノルアイスパーク八戸 ^{*2} FLAT HACHINOHE

(2)本大会

▼会期：令和8年10月10日～10月20日(11日間)

No.	競技・種目名		種別	競技会会期	開催予定施設
1	サッカー		少年男子	10月10日～10月14日	プライフーズスタジアム ^{*3} 八戸市東運動公園陸上競技場 八戸市南郷陸上競技場
2	バスケットボール		成年男子	10月15日～10月18日	八戸市東体育館
3	レスリング		全種別	10月12日～10月15日	FLAT HACHINOHE
4	自転車 (トラックレース)		全種別	10月12日～10月15日	八戸自転車競技場
5	ソフトボール		成年男子	10月17日～10月19日	八戸市長根公園野球場 八戸市東運動公園野球場
6	ラグビーフットボール (7人制)		成年男子 女子	10月16日～10月19日	プライフーズスタジアム ^{*3}
7	ボウリング		全種別	10月12日～10月16日	ゆりの木ボウル

*1 八戸市長根屋内スケート場

*2 八戸市新井田インドアリンク

*3 八戸市多賀多目的運動場 天然芝球技場

※ 青の煌めきあおもり障スポ（第25回全国障害者スポーツ大会）の競技日程については、令和6年度に決定される予定。

青の煌めきあおもり国スポ（第80回国民スポーツ大会） デモンストレーションスポーツ競技会場の変更予定について

青の煌めきあおもり国スポ（第80回国民スポーツ大会）デモンストレーションスポーツの空道について、会場が次のとおり変更となる予定のため、報告する。

《変更前》

市町村名	競技名	会期	開催予定施設	主管団体名
おいらせ町	空道	未定	おいらせ町いちょう公園 体育館	特定非営利活動法人 青森県空道協会



《変更後》

市町村名	競技名	会期	開催予定施設	主管団体名
八戸市	空道	未定	YS アリーナ八戸 (八戸市長根屋内スケート場)	特定非営利活動法人 青森県空道協会

〔備考〕

会期については、令和6年度に決定される予定

----- 【八戸市開催競技】 -----

- 青の煌めきあおもり国スポ（第80回国民スポーツ大会）本大会
 - ▶ 正式競技・・・7競技
 - サッカー、バスケットボール、レスリング、自転車（トラックレース）、ソフトボール、ラグビーフットボール（7人制）、ボウリング
 - ▶ デモンストレーションスポーツ・・・1競技
 - 空道（※予定）
- 青の煌めきあおもり国スポ（第80回国民スポーツ大会）冬季大会
 - ▶ 正式競技・・・2競技
 - スケート（スピード、フィギュア）、アイスホッケー
- 青の煌めきあおもり障スポ（第25回全国障害者スポーツ大会）
 - ▶ 正式競技・・・2競技
 - サッカー（知的）、フットソフトボール（知的）

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会八戸市企業協賛取扱要項(案)

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における企業協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 定義

この要項において、企業協賛とは、企業、団体等からの協賛（以下「協賛」という。）をいう。

3 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。

4 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

5 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

6 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合には、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会の承認を得て行うものとする。

7 協賛への謝意

- (1) 協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。
- (2) 協賛への謝意の実施基準は、別表第1のとおりとする。

8 協賛者名等の掲載

- (1) 協賛物品等の提供を受けたときは、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。
- (2) 実行委員会ホームページ等に協賛者名等を掲載する基準は、別表第2のとおりとする。

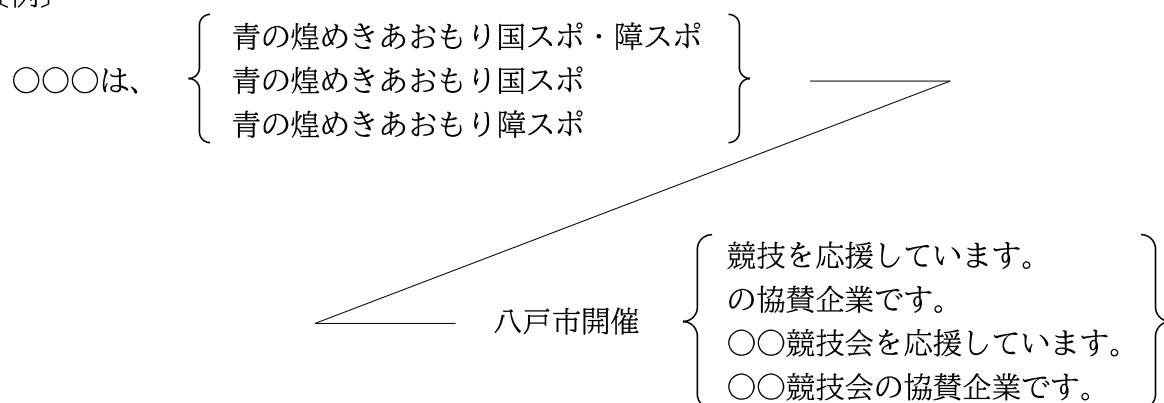
9 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

10 その他

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議の上、対応する。
- (2) 協賛物品等については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難であるものについては、別途協議の上、対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認の上、実施する。
- (4) 愛称等を使用したフレーズの使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動やCSR（社会貢献活動）に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認の上、使用することとする。

〔例〕



※市・競技を限定せずに、大会全体を示すフレーズは使用できません。

別表第1

協賛者	総額（相当額）	感謝状等	対応方法	贈呈者
企業・団体等	50 万円以上	感謝状 記念品	贈呈式	会長
	50 万円未満 10 万円以上			事務局長
	10 万円未満	礼状 記念品	郵送	—

別表第2

協賛者	総額 （相当額）	ホームページ	報告書等	協賛物品	愛称等を使用した フレーズ
企業・団体等	10 万円以上	協賛者名、写真 及び記事掲載	協賛者名掲載	掲載可能物 品全てに協 賛者名掲載	使用可
	10 万円未満	協賛者名掲載			

協賛申込書

令和 年 月 日

(あて先) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
八戸市実行委員会 会長

(申込者)
所在地
名称
代表者名

八戸市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品目	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額 (相当額)	
協賛方法	☐ 提供 ☐ 貸与	
引渡予定年月日		
その他		

〔担当者連絡先〕

所属
氏名
電話番号
Eメール

協 賛 受 領 書

令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
八戸市実行委員会 会長

八戸市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会に係る協賛物品等を下記のとおり受領しました。

記

協 賛 物 品 等	品 目	
	規格等	
	単 価	
	数 量	
	総 額 (相当額)	
協 賛 方 法	☐ 提供 ☐ 貸与	
受 領 年 月 日		
そ の 他		

第80回国民スポーツ大会八戸市広報基本計画（案）

1 目的

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「あおもり国スポ」という。）に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会八戸市開催推進総合計画」に基づき、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、個性あふれる歴史、文化、自然など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

2 内容

(1) 愛称、スローガン等の活用による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等の活用及び普及により市民への周知を図る。

- ア 愛称・スローガン等の活用及び普及
- イ マスコットキャラクターの活用及び普及
- ウ イメージソングの活用及び普及

(2) 印刷物等による広報

各種印刷物や広報グッズの作成、既存の広報紙等の活用により、大会開催を広く周知する。

- ア ポスター、パンフレット等の作成
- イ PR広報紙の作成
- ウ 市広報紙や関係機関等の刊行物への掲載
- エ 広報グッズの作成

(3) 多様なメディアによる広報

多様なメディアを活用し、迅速かつ効果的な情報提供を行う。

- ア ホームページやSNSなどインターネットによる情報発信
- イ 新聞、テレビ、ラジオ等の活用

(4) イベント等による広報

啓発イベントを開催するとともに、関係機関等のイベント等と連携し、効果的な情報発信を行う。

- ア 啓発イベントの開催
- イ 市、関係機関等が開催するイベント等との連携
- ウ 市のプロモーション活動との連携

(5) 工作物等による広報

各種工作物等を設置し、あおもり国スポ開催を周知するとともに、選手・監督や来訪者を歓迎する。

ア 歓迎塔等の設置

イ 横断幕、懸垂幕等の設置

ウ 案内板等の設置

(6) 大会報告書による広報

準備経過、開催状況、競技記録等の記録及び保存のため、大会報告書を作成する。

第80回国民スポーツ大会八戸市市民運動基本計画（案）

1 目的

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「あおもり国スポ」という。）の成功に向け、「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会八戸市開催推進総合計画」に基づき、市民、企業、団体、行政などの多様な主体があおもり国スポ開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加し、新たなつながりを生み出しながら一丸となって大会を盛り上げていくことで、あおもり国スポでの経験をその後の市民運動によるまちづくりの推進につなげる。

2 内容

(1) 市民、企業、団体、行政などの多様な主体の力で盛り上げる大会

市民、企業、団体、行政などの多様な主体がそれぞれの立場で大会に積極的に関わり、喜びと感動を共有する大会とする。

- ア 大会運営のサポートやボランティア活動への参加
- イ 競技会場での観戦や応援
- ウ あおもり国スポイベントへの参加

(2) 心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会

大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしで迎え、ふれあいと温もりに満ちた大会とする。

- ア 明るく元気なあいさつと親切な対応
- イ 花いっぱい運動の実施
- ウ 手づくりのぼり旗等の作製
- エ おもてなし料理の振る舞い

(3) スポーツ・レクリエーションに親しみ、生涯スポーツの推進に結びつく大会

市民が大会を契機にスポーツに関わる機会や、スポーツへの興味・関心を一層高める、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに接することのできる環境づくりに結びつく大会とする。

- ア 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加
- イ ライフステージに応じたスポーツ活動の実践
- ウ プロスポーツや各種スポーツ大会等の観戦や応援
- エ 地域のスポーツ活動の応援

(4) 本市の多彩な魅力を全国に発信する大会

市民が本市の個性あふれる歴史・文化・自然などの多彩な魅力を認識し、全国から訪れる方々に様々な機会を通じて発信する。

ア 本市の魅力の情報発信

イ 本市の特産品や郷土料理の紹介、提供

(5) 環境に配慮したクリーンで快適な大会

環境美化活動等を通じて、クリーンで快適な大会とする。

ア 競技会場周辺及び市内全域の清掃美化活動の実施

イ 各競技会場におけるごみの分別の徹底やリサイクルの推進

ウ 青森県で取り組んでいる「あおもリスマートムーブ」を踏まえ、マイカー自粛や公共交通機関の利用を促進

第80回国民スポーツ大会八戸市ボランティア募集要項（案）

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、市民一人ひとりが、それぞれの立場で積極的に参加し、大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、喜びと感動を共有する大会とするため、大会の広報及び運営に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集团体

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動内容

大会等の広報及び本市で開催する競技会の運営に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区分		主な活動内容
広報・市民運動		大会等のPR活動 市民運動補助
競技会運営	会場受付	競技会場での受付、資料配布
	案内	競技会場等での案内、情報提供
	休憩所	休憩所におけるおもてなし
	弁当配布	弁当の配布、空き箱の回収
	会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導 駐車場等整理の補助
	環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
	その他	その他競技会運営に関する活動

4 募集期間

(1) 広報・市民運動

令和6年度から募集人数に達するまでとする。

(2) 競技会運営

令和6年度から募集人数に達するまでとする。

5 募集人数

競技毎に必要な人数を算出後、決定する。

6 応募要件

2014年（平成26年）4月1日以前に生まれた方（2026年（令和8年）4月1日時点で12歳以上）で、次の各号のいずれかに該当すること。ただし、応募時点で18歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意を得るものとする。

(1) 本市に在住、通勤、通学している個人

(2) 本市に活動拠点を有する団体

(3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人及び団体

7 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に直接持ち込みもしくは郵送、ファックスにより申し込むか、実行委員会ホームページの応募フォームにより申し込む。ただし、応募時点で18歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意が必要となるため、郵送又は直接持ち込みに限る。

8 登録・抹消

(1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。

(2) 実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。

ア 本人又は団体から申し出があった場合

イ 大会のイメージを損なう行為があった場合

ウ 大会運営に支障があると判断した場合

9 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。

10 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

11 研修等

実行委員会は登録者に対し、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施する。

12 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等を含めた報酬は無償とし、交通費は原則として自己負担とする。

13 服飾及び食事

ボランティアの活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾及び弁当を、必要に応じて実行委員会が支給する。

14 保険

ボランティアの活動及び研修等にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。

それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

15 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月24日条例第8号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。ただし、申込時に青森県の青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

16 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集について必要な事項は別に定める。

第80回国民スポーツ大会八戸市歓迎・おもてなし基本計画（案）

1 目的

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「あおもり国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の歓迎・おもてなしについては、「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会八戸市開催推進総合計画」に基づき、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、歴史、文化、自然など本市の多彩な魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

2 内容

(1) 歓迎装飾の実施

大会参加者等を歓迎するとともに、あおもり国スポの開催機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場、主要駅等に歓迎装飾を行う。

(2) 案内所の設置等

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の多彩な魅力に触れていただくため、競技会場、主要駅等へ案内所を設置する。

(3) 休憩所の設置

大会参加者等が憩いの場として利用するため、競技会場に休憩所を設置する。

(4) 売店等の設置

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、競技会場に売店等を設置する。

(5) おもてなしの提供

関係機関等の協力を得て接遇意識の高揚を推進するとともに、大会参加者等との交流や本市への誘客を図るため、心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 観光情報の発信

大会参加者等に対し、本市の観光パンフレット等の配布による多様な魅力の発信と情報提供を行う。

第80回国民スポーツ大会八戸市競技運営基本計画（案）

1 目的

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「あおもり国スポ」という。）において本市で開催される競技会については、参加する選手がその能力を十分発揮できるよう、「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会八戸市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関等と緊密に連携し、円滑かつ効率的な運営を図る。

2 内容

(1) 競技会の運営

県、競技団体、関係機関等と緊密に連携を図り、多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう、市民参加を含む幅広い体制づくりを行う。

(2) 競技役員等の編成

県、競技団体等と十分に協議の上、適切な配置を行う。

(3) 競技用具の整備

現有する競技用具をできる限り活用しながら、競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者と十分協議の上、計画的かつ効率的に行う。

(4) 競技記録の収集及び速報

県、競技団体、関係機関等と連携を図りながら、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

(5) リハーサル大会

競技会の運営能力の向上を図るとともに、あおもり国スポに対する市民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係機関等と協力して開催する。

3 その他

第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」における競技運営業務については、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

第80回国民スポーツ大会八戸市施設整備基本計画（案）

1 目的

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「あおもり国スポ」という。）における競技施設の整備については、「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会八戸市開催推進総合計画」に基づき既存施設の有効活用を図るとともに、あおもり国スポ開催後の市民利用に配慮し、競技運営に支障のないよう整備を行う。

2 内容

(1) 競技施設の整備

競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者（以下「県等」という。）と協議の上、できる限り既存施設を有効活用し、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

(2) 練習会場の整備

県等と協議の上、既存施設を有効活用し、現状での利用を基本とする。

(3) 臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県等と協議の上、整備する。

3 その他

第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」における施設整備業務については、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

第80回国民スポーツ大会八戸市医事・衛生基本計画（案）

1 目的

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」の医事・衛生については、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が十分な活躍と観覧ができるよう万全を期するため、「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会八戸市開催推進総合計画」に基づき、関係機関等と緊密に連携し、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

2 内容

(1) 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、関係機関等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関等の協力を得て、食品関係施設等の衛生管理体制を整えるとともに、食品衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関等とはもとより、広く市民の協力を得て、宿舍の衛生対策、各会場及びその周辺環境の美化、廃棄物の適正処理、リサイクルの推進等に努めるとともに、環境衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

3 その他

第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」における医事・衛生業務については、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

第80回国民スポーツ大会八戸市輸送・交通基本計画（案）

1 目的

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送・交通については、「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会八戸市開催推進総合計画」に基づき、本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送を行うとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

2 内容

(1) 輸送対策

ア 輸送原則

輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場、練習会場又は宿泊施設への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けた上で、計画輸送を行う。

ウ 競技共催市町間の輸送

他市町と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市町と協議の上、別に定める。

(2) 交通対策

ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議の上、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両、一般観覧者車両及び歩行者の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場及び練習会場並びにその周辺における確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、一般車両（一般観覧者車両を含む。）と容易に区別できるよう必要な措置を講じる。また、一般観覧者については、自家用車での来場自粛を積極的に呼び掛け、駐車場の利用を最小限にとどめる。

(4) 環境への配慮

青森県で取り組んでいる「あおもりスマートムーブ」を踏まえ、大会期間中における環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等の積極的な利用と自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

3 その他

第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」における輸送・交通業務については、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

第80回国民スポーツ大会八戸市警備・消防防災基本計画（案）

1 目的

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」における警備・消防防災業務については、「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会八戸市開催推進総合計画」に基づき、警察、消防及びその他関係機関等（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携のもとに、警備・消防防災体制の確立を図り、競技会場その他大会関係施設における治安の確保、災害の防止及び非常時における緊急対応に万全を期することを目的とする。

2 基本事項

(1) 警備対策

ア 競技会場等における事故及び事件の防止を重点とした適切な諸対策を講じる。

イ 大会期間中には、警察及びその他関係機関等と連携を図り、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

(2) 消防防災対策

ア 競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）の火災その他の災害予防並びに災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導及び救急・救助に関する対策を講じる。

イ 大会期間中の火災その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、関係機関等の協力を得て、防火・防災に対する意識の向上を図る。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策

八戸市地域防災計画を踏まえ、大規模災害及び突発重大事案の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助等に関する対策を講じる。

(4) 関係機関との連絡調整

警備・消防防災業務の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。

3 その他

第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」における警備・消防防災業務については、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、八戸市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 八戸市を代表する者
- (2) 八戸市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体及び関係機関を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、八戸市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会において必要な事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名したものがこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、

その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。

(3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分できる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第19条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

この会則は、令和4年11月18日から施行する

附 則

この会則は、令和5年9月1日から施行する。

第 80 回国民スポーツ大会・第 25 回全国障害者スポーツ大会八戸市開催推進総合計画

第 80 回国民スポーツ大会及び第 25 回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）の成功に向け、市民総参加により、本市を訪れる全ての人々をおもてなしの心で温かく迎え、「ひと・産業・文化が輝く北の創造都市 八戸市」のあらゆる魅力を全国に発信するとともに、スポーツによる感動や交流の輪を広げる大会を目指し、八戸市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものである。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携し、両大会を一過性のスポーツイベントとすることなく、この大会の開催を契機に、多様な世代のだれもが様々な形でスポーツに関わり、スポーツの振興はもとより、健康づくりや生きがいがづくり、さらには交流人口の拡大等による地域経済の活性化につながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫により簡素・効率化を図り、適切な財務の運営を図る。

(3) 広報

両大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、自然や歴史・文化、食など本市のあらゆる魅力を全国に発信する。

(4) 市民運動

市民一人ひとりが両大会開催の意義を理解し、積極的に参加する機運の醸成を図るとともに、市民総参加のもと、一丸となって大会を盛り上げていくことにより、市民協働のまちづくりの推進につなげる。

(5) 歓迎・おもてなし

選手や監督をはじめ、本市を訪れる全ての方々を温かくお迎えするとともに、本市のあらゆる魅力を広く紹介し、温かく心に残るおもてなしを提供する。

(6) 競技

県等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど、効率的に準備を行う。

(7) 式典

表彰式等は、選手等の負担にならないよう、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、本市の特色を生かした式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用にあつては、両大会終了後の持続的な活用が可能で、利用者にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手や監督をはじめ、本市を訪れる人々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、本大会参加者がベストコンディションで活躍できるよう、安全で快適な宿舎の確保を図るなど、受け入れ態勢に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手や監督をはじめ、両大会に関わる人々の健康を維持し、大会を快適な環境のもとで開催するため、関係機関・団体等と緊密に連携し、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案しながら、交通事業者及びその他関係機関との連携により、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関等の利用を促進するなど、交通混雑の緩和や環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備・消防

競技会場及びその他の大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、県等と緊密に連携し、警備・消防防災体制の確立を図る。

2 年次計画

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会八戸市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会八戸市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）

年 度	令和4(2022)年度 4年前	令和5(2023)年度 3年前	令和6(2024)年度 2年前	令和7(2025)年度 1年前	令和8(2026)年度 【開催年】
開催県	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県
主要行事		日スポ協・文科省 総合視察 会期決定 実行委員会へ改組		リハ-ル大会開催 冬季大会開催	
準備組織	準備委員会 設立総会・第1回総会	準備委員会第2回総会 実行委員会第1回総会 常任委員会 庁内実施本部	実行委員会 第2回総会	実行委員会 第3回総会	実行委員会 第4回総会 実行委員会 最終総会（解散）
(1)総務企画	県準備委員会との 連絡調整 開催基本方針策定	県実行委員会との 連絡調整 開催推進総合計画 策定・進捗管理	大会運営ガイド ライン作成 識別用品整備 要項作成 遺失物・拾得物 取扱要項作成 保険加入要項作成	大会実施本部運営 マニュアル作成 冬季・リハ-ル大会用 識別用品整備 冬季・リハ-ル大会 遺失物・拾得物取扱 冬季・リハ-ル大会 保険加入	本大会用 識別用品整備 本大会 遺失物・取得物取扱 本大会 保険加入
(2)財務	リハ-ル大会運営経費 （第2次）調査 本大会運営経費 （第1次）調査	リハ-ル大会運営経費 （最終）調査 本大会運営経費 （第2次）調査 協賛取扱要項作成	冬季・リハ-ル大会 予算編成 本大会運営経費 （最終）調査 協賛の推進	冬季・リハ-ル大会 予算執行・決算 本大会 予算編成	本大会 予算執行・決算 大会決算書
(3)広報		広報基本計画策定 ホームページ・SNS 開設・運営	広報啓発活動 大会報告書 編成方針決定		大会報告書作成 大会報告書
(4)市民運動		市民運動 基本計画策定 ボランティア 募集要項策定	市民運動の推進 ボランティア募集・研修 冬季・リハ-ル大会ボラ ンティア業務計画作成	冬季・リハ-ル大会 ボランティア配置 本大会ボランティア 業務計画作成	本大会ボランティア 配置
(5)歓迎・おもてなし		歓迎・おもてなし 基本計画策定	歓迎装飾・おもて なし実施要項作成 観光ガイドブック 等作成検討 案内所・休憩所 設置計画作成 売店設置運営 要項作成	冬季・リハ-ル大会 歓迎装飾設置 観光ガイドブック等配布 冬季・リハ-ル大会 案内所・休憩所設置 冬季・リハ-ル大会 売店設置	本大会 歓迎装飾設置 本大会案内所・休憩所設置 本大会 売店設置

第80回国民スポーツ大会開催・第25回全国障害者スポーツ大会開催

